

新型コロナウイルス感染症対策として開設される 医療施設等の建築基準法の適用について【お知らせ】

1. 知事が開設する臨時の医療施設(法第85条第1項・第3項、法第87条の3第1項・第3項)

- 以下の①又は②に該当する、知事が開設する臨時の医療施設については、建築基準法令の規定は適用されません。(防火地域内の場合を除く)
 - ①新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日から1月以内に建築工事に着手するもの(1月を超えた場合は同条第2項の適用となります。)
 - ②新型コロナウイルス感染症対策本部(以下、「政府対策本部」という。)設置中に建築工事に着手するもの(政府対策本部が廃止された場合は同条第2項の適用となります。)
- 既存建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3月を超えて存続させようとする場合は、許可が必要となりますので、設置を計画される場合は、可能な限り速やかに所管の土木事務所窓口(佐賀市内においては佐賀市)までご相談ください。

2. 公益上必要な医療施設等(法第85条第2項・第3項、法第87条の3第2項・第3項)

- 臨時に開設される公益上必要な医療施設その他これらに類するもの(1の医療施設を除く)は、確認申請手続き等の規定や特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準の規定等は適用されません。(ただし、構造関係規定(法20条)は適用されます。)
- 建築物の用途を変更して当該施設とする場合も同様です。
- ただし、3月を超えて存続させようとする場合は、許可が必要となりますので、設置を計画される場合は、可能な限り速やかに所管の土木事務所窓口(佐賀市内においては佐賀市)までご相談ください。

3. その他

- 新型コロナウイルスの患者又は新型コロナウイルスにかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の臨時の受入施設については、政府対策本部設置中の間、受入前の建築物の用途の変更はないものとして取り扱います。
- なお、テント類の仮設工作物(容易に膜材等の取り外しができるもの)は建築物に該当しないものとして取り扱います。

佐賀県県土整備部建築住宅課

TEL : 0952-25-7165

FAX : 0952-25-7316